

平成 2 1 年度

第 1 回地域密着型サービス運営委員会

— 議 事 録 —

日時：平成 2 1 年 9 月 7 日(月) 1 8 時 3 0 分～ 2 0 時

場所：千代田区役所 8 階 第 3 委員会室

千代田区 高齢介護課

■開催日時・出席者等

日時	平成21年9月7日(月) 18時30分～20時	
場所	千代田区役所 8階 第3委員会室	
出席者	委員	飯島委員長、加賀副委員長、猪鹿倉委員、真鍋委員、小泉委員、松村委員、大島委員、古屋委員、木村委員、家邊委員、
	事務局	中田高齢介護課長、 高齢介護課・吉田、飯塚介護事業指定係長
欠席者	滝委員	

■議事録

〈開会〉

○中田高齢
介護課長

では、予定の時刻になりましたので、委員会を開催したいと思います。
本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
平成21年度第1回地域密着型サービス運営委員会を開催したいと思います。
私、高齢介護課長をしております中田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員の数は9名でございます。（*松村委員はこの後到着）なお、本日、千代田区医師会の滝委員からは、ご欠席のご連絡をいただいております。また、大島委員からは7時半で退出されるというお話もいただいております。よろしく願いいたします。

それではまず、配付資料の確認をさせていただきます。事前にお配りした資料がございます。こちらは事前資料1という番号が打ってありまして、また事前資料2-a、2-bという資料になっています。加えまして、本日また分厚い資料で恐縮ですが、資料1から資料7まで、お席のほうにお配りしてございます。事前に送付しました資料ですが、本日お持ちでない方は用意してございますので、事務局までお申し出いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

ではお手元の資料を見ていく中で、もし足りないものなどがございましたら、お声がけをお願いいたします。

次に議事録についてご説明いたします。千代田区では、区全体で会議の議事録の公開というものを行うことになりました。これはホームページ上で行うというものでございます。本会議の議事録の案ができましたならば、皆様にご送付したいと思っております。その際に、ご自分のご発言されたところを確認いただきまして、趣旨などをご訂正いただき、またご返送いただくようにならうかと思っております。詳しくは送付いたします際の文書等でご案内いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、当委員会ですが、介護保険運営協議会の委員から選出をしております。第3期から引き続き、委員を受けていただいている方もいらっしゃいますけれども、新規の委員の方もいらっしゃいますので、最初に本委員会

の設置の趣旨につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

「地域密着型サービス」と、なかなか聞きづらい、難しいようなサービスですが、このサービスは、高齢者の方が要介護の状態になっても、できる限り住みなれた地域で生活ができるようにと、平成18年に介護保険法の法律が改正された際に、新たなサービスの類型ということで、加えられたものです。これらのサービスにつきましては、地域の実情を反映するために、事業者の指定や、指導・監督というものは、区が行うということと共に、事業者の設備や運営基準などについては、あくまでも厚生労働省の定めた範囲の中で、区の状況などを見ながら、区の裁量で定めることができることになっています。そして、区が事業者の指定をしたり、独自の基準を定める際には、介護保険の被保険者や学識経験者の方の意見を伺うことになっております。当委員会はそれに当たるものでございます。

委員の皆様には、今後3年間の任期となっておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日お配りしました資料1に当委員会の運営設置要綱をおつけしていますので、後ほどご確認いただければと思います。

〈委嘱状交付〉

○中田高齢介護課長 次にご委嘱状についてです。本来ならば、交付式を行いまして、お1人ずつにお渡ししなければならぬところですが、時間の短縮ということもありまして、本日は机上に配布をさせていただいておりますので、それをもって委嘱状の交付にかえさせていただきます。

では次に、当委員会の皆様は、介護保険運営協議会の委員も兼ねていらっしゃいますので、先日、運営協議会が開かれた際に、自己紹介をいただいておりますが、その際にご欠席された方もいらっしゃいますし、また当委員会は、改選後初めての委員会ということもございまして、大変恐縮ですが、委員の皆様にご自己紹介を一言お願いできればと思います。

では恐縮ですが、飯島委員より、よろしくお願いいたします。

○飯島委員 名簿の一番上で学識経験者ということになっております、筑波大学の飯島と申します。筑波大学と申しましても、実は茨城県ではなくて、茗荷谷の駅前に昔、東京教育大学があったのですが、その後には社会人のための大学院というものがございまして、そこでふだん仕事をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○猪鹿倉委員 丸の内歯科医師会からお役をいただいて、出席しております、猪鹿倉でございます。2期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉委員 千代田区歯科医師会から参りました小泉です。どうぞよろしく申し上げます。

○大島委員 大島です。よろしく申し上げます。

○木村委員 一般区民の木村でございます。よろしく申し上げます。

○加賀委員 神田医師会の介護保険を担当しております、加賀と申します。私達は今、在宅医療研究会とか認知症の対応を考えて対応しております。よろしく申し上げます。

- 真鍋委員 麴町歯科医師会の真鍋です。初めてですので、よろしくお願いいたしません。
- 松村委員 千代田区薬剤師会副会長の松村でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 古屋委員 公募区民の古屋博子と申します。どうぞよろしくお願い致します。
- 家邊委員 公募区民の家邊幸子と申します。初めてなので、よろしくお願い致します。
〈委員長、副委員長選任〉
- 中田高齡 介護課長 では次に、地域密着型サービス運営委員会の設置要項の第4条にございますが、皆様の中から委員長の選出をお願いしたいと思います。どなたか委員長をお引き受けいただく方、もしくはご推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。
- 猪鹿倉委員 飯島先生に委員長をやっていただくのが、一番よろしいのではないかと思います。ご推薦申し上げます。
- 中田高齡 介護課長 ありがとうございます。飯島委員には、前回の際も委員長をお引き受けいただいておりますので、ただいまご推薦がございましたので、飯島委員に同意される方は、拍手をお願いしたいと思います。
(賛同拍手)
- 中田高齡 介護課長 ありがとうございます。それでは飯島委員に委員長をお引き受けいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 飯島委員 僭越ですけれども、委員の皆様からのご推薦ということですので、委員長を引き受けさせていただきます。力が足りないかもしれませんが、しっかり頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。
- 中田高齡 介護課長 では、飯島委員に委員長が決定をいたしました。次に、飯島委員長に副委員長の推薦をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
- 飯島委員長 加賀委員をお願いしたいと思います。
- 加賀委員 では引き受けさせていただきますので、よろしくお願い致します。
(賛同拍手)
- 中田高齡 介護課長 ありがとうございます。それでは副委員長には加賀委員が決定をいたしました。恐れ入りますが、委員長、副委員長の席に移動をお願いしたいと思います。
では、委員長が決定いたしましたので、この後の議事は、飯島委員長に引き継ぎを行いたいと思います。よろしくお願い致します。
- 〈議事〉
- 飯島委員長 それでは、議事次第にしたがいまして、議事を進めてまいりたいと思います。まず、1番目に「地域密着型サービス事業者の指定更新について」ということですが、事務局から初めにご説明をお願いいたします。
- 中田高齡 介護課長 はい。資料が多くて大変恐縮ですが、本日お配りしました資料の中の、資料2「地域密着型サービスの種類」をまずご覧いただきたいと思います。
地域密着型サービスには、6つの種類がございます。夜間対応型の訪問介護、それから認知症のデイサービス、そして小規模多機能型居宅介護、

それからグループホーム、地域密着型特定入居者生活介護、そして最後に地域密着型介護老人福祉施設の入所者生活介護という、“ミニ特養”と私達は呼んでおりますが、小規模の特養などがございます。本日はこの6種類の中の2番目のデイサービスと、4番目のグループホームにつきましてご説明をしたいと思います。

「岩本町ほほえみプラザ」というものがございます。現在、多摩同胞会が、デイサービスとグループホームの事業を提供しています。その指定が本年9月末で満了になるというので、今回はまずこの2つの指定更新についてのご審議をお願いしたいと思っております。

また、資料が飛んで大変恐縮ですが、事前にお送りしました事前資料1をご覧ください。「認知症対応型通所介護の概要」です。こちらは、認知症に特化したデイサービスということになっています。岩本町で行っているデイサービスは、サービスの形態は②の「併設型指定認知症対応型通所介護」というものになります。

その認知症のデイサービスの要件ですが、単位ごとの利用定員は12人以下とし、設置される従業者は、生活相談員が提供時間帯を通じて専従1名以上、それから介護職員または看護職員が専従で2名以上、機能訓練指導員が1名以上という条件になっています。

「岩本町高齢者在宅サービスセンター」が、この条件に合致するかということにつきましては、事前資料2-aをご覧ください。こちらが多摩同胞会から提出されました、デイサービスを行う際の「指定更新申請書」になります。少し細かいのですが、1枚おめくりいただきますと、「付表2-1」がありまして、併設型の岩本町の認知症デイサービスを、どういう管理者が行って、どういう従業員の種類でやっているのかというものが表になって載っています。こちらを見ますと、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員ということで、人数が載ってまして、この人数が、先ほどご説明しました人数には合致しているということで、基準を満たしております。

続きまして、グループホームについてです。こちらは事前資料1の2枚目「認知症対応型共同生活介護の概要」をご覧ください。こちらはグループホームを行う際、どういう基準が必要なのかをまとめた資料になります。グループホームでは、皆さんが共同生活を行って、交流を行う中で、入浴ですとか排泄、食事の提供を受けることになっています。条件ですが、定員は1ユニットあたり5～9人とし、1事業者当たり2ユニットを上限とするということになっています。また、ユニットごとに配置される従業員の数ですが、利用者3人に対して常勤換算方法で1名以上、それから夜間及び深夜については、1名以上ということ。それから上記の従業員のうち、1名以上が常勤でなければならないというものになっています。また計画作成担当者は、ケアマネジャーで1名以上という条件になっています。

「グループホームいわもと」がこれに合致するかどうかについてですが、

事前資料の2-bをご覧ください。これは、グループホームの「指定更新申請書」ということで、多摩同胞会から提出された資料になります。

クリップを外していただくと、ホチキス留めで束ねてありますので、それでご覧いただいたほうがいいかと思えます。

2-bの資料を見ますと、4ページに「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」があります。また、2ページには、従業員の職種や数が書いてあります。こちらを確認いたしまして、「グループホームいわもと」では、基準どおりの職員配置があることを確認しております。認知症デイサービスまたグループホームのいずれとも従業員の数という基準につきましては、満たしていることとなります。

その他、こちらの案件につきましては、現地調査を行っておりますので、現地調査を行いました職員から説明をしたいと思えます。

○高齢介護課
吉田

高齢介護課の吉田と申します。よろしく申し上げます。岩本町ほほえみプラザにつきましては、高齢者在宅サービスセンターとグループホームいわもとの2事業ありまして、8月26日に飯塚と私、吉田が2名で行ってまいりました。

資料ですが、本日お配りしてあります資料3をご覧ください。4枚つづりの資料3に調査結果Ⅰ、調査結果Ⅱがあります。調査結果を1枚めくっていただきますと、それぞれ高齢者在宅サービスセンターとグループホームいわもとの写真になります。こちらを使いまして、説明をさせていただきます。

現地調査では、主に設備、人員、運営につきまして、それぞれ調査項目にあります内容を確認してまいりました。最初に高齢者在宅サービスセンター、こちらはデイサービスを行っているところです。設備は、消防設備、消火器ですとか消火設備について点検をしてまいりました。こちらは、事前資料でお配りしています2-aという資料の39ページに、配置図があります。配置図が小さくて見づらいなのですが、こちらに消火用散水栓と消火器について、設置の確認等をしてまいりました。写真でいいますと、消火器は5番、スプリンクラーが4番です。それから非常口は、3番の写真です。それぞれこちらの配置図に表示したところに設置されていることを確認してまいりました。また、施設全体として、この他に避難用の滑り台が設置されているということを確認しております。

それから備品類の状況ですが、同じく事前資料2-aの40ページ、配置図の裏面に書いてあります備品について確認してまいりました。施設の状況の写真でいいますと、全般的に見ていただいて、それぞれ各室のいすですとか、8番の静養室となっているところのベッドなどがあります。あと6番が機能訓練室といわれているところの備品です。設備・備品については、以上です。

次に、人員についてです。勤務表の確認ですが、先ほど課長より説明がありました人員について、管理者に確認しました。書類については、今回

の調査とは別に後ほどまたご報告いたしますが、今年1月に実地検査に入っておりますので、そのときに書類を確認しております。

次に運営についてです。こちらは主に防災の面、身体拘束について、介護費用以外の利用料について。あと地域密着型サービスということでありますので、地域交流についての考え方、それから外部評価の結果についてまとめてあります。

防火体制、防火マニュアル等については、この施設は複合施設になっていきますので、施設の1階に防災センターというものがあまして、そこを中心に施設全体の避難訓練を毎月実施しているということです。

身体拘束については利用者の方についての事例はないということです。

それから介護費以外の利用料については、ここはデイサービスですので、朝来て、1日過ごして、昼食を食べて帰るといったことなのですが、昼食代として600円、おやつ、水分補給の費用として50円ということです。その他、おむつを利用されている方については、実費がかかるということです。

次に地域交流の考え方ですが、ここでは認知症のデイサービスとは別に、一般のデイサービスが併設されているのですが、一般のデイサービスで行っている行事に、近くの小学校の小学生や幼稚園児が来たり、地域の方を招いて交流を図ることが行われておりまして、認知症デイサービスに来ている方も一緒に参加されているということです。

ボランティア等の受け入れについても、積極的に行っており、ボラセンや施設のほうのホームページで、ボランティアを募集したりしております。また、実習生や中高生のインターンシップについても、受け入れをしています。

次に外部評価についてです。こちらは20年度も実施済みです。こちらについての報告書はただいま作成中ということです。調査が終わりますと、区としてこういった第三者評価の冊子をつくっているのですが、こちらの19年度の評価の内容を記載いたしました。

総合的によい評価として、食事を楽しむ工夫がある昼食タイムがあるということ。感染予防、健康管理の徹底、全職員の温かな対応という点がよい点として評価されております。改善を要する点としては、コミュニケーション力の充実、他職種を巻き込んだ担当者会の開催、定期的な進捗管理の実施というようなことが挙げられておりました。その他に、平成21年度から職員研修を毎週木曜日に実施しているということです。これは介護の現場に講師を招いて、介護をしながら実践的な研修を行うという取り組みを始めたということです。

岩本町ほほえみプラザの「高齢者在宅サービスセンター」については、以上です。

続きまして、「グループホームいわもと」について、説明いたします。調査報告書は、資料3「調査結果Ⅱ」です。これと、事前資料2-bの6

ページのグループホームの配置図をご覧になりながらお聞きください。

グループホームにつきましても、調査項目は設備、人員、運営です。消火設備については、消火器、消火栓、スプリンクラー、避難用滑り台、非常口をそれぞれ確認してまいりました。配置図で、「▲」と「●」で表示してあります。備品類の状況については、次の7ページにあります品目について、確認してまいりました。

調査結果Ⅱの二枚目の写真で、大まかな備品の様子がわかるかと思いません。配置図の右上に食堂がありますが、写真では7番です。テーブルがあるところが食堂になっています。奥にカウンターが見えるかと思いますが、その奥が調理室です。調理室を写した写真が6番です。配置図で、食堂の下のところ、ソファが書かれています。その写真が5番で、こちらが集会室、リビングルームと言われているところです。ちょうどお昼前だったのですが、利用者の方がお座りになっていらっしゃいました。それから、グループホームですので、個人の居室があるのですが、配置図の下方の個室が並んでいるところです。こちらの写真が少し暗くて見づらいのですが4番です。お1人の方に了解を得まして写真を撮らせていただきました。3番の写真には洗面台と奥にベッドがありますが、お部屋の様子がわかるかと思いません。写真につきましては以上です。

また調査報告書に戻っていただきまして、人員について、勤務表の確認ですが、職員の方に確認をしてまいりました。管理者が研修を受講されているかどうかということの確認ですが、平成16年8月に管理者としての研修を受講済みであるということを確認しております。

それから、この施設にいます居宅介護支援専門員の資格について確認しました。こちらは、更新の制度がありますので、更新の手続きが済んでいるかどうかの確認もしております。有効期間が平成21年3月31日から平成26年3月30日までの登録証を確認しました。

続きまして運営について、防火体制及び防火マニュアルですが、こちらは先ほどのデイサービスと同じです。月に1回の避難訓練を実施していますが、グループホームとしては、ここが生活の場であるということから、「夜間に何かあった場合の訓練はどうされていますか」と尋ねましたところ、日中に、夜間を想定した避難訓練を年に1～2回実施しているということです。

それに関連して、夜間の緊急対応について確認したところ、この施設には看護師がおりますので、看護師と宿直で対応しているということです。何かあった場合には、必要に応じて、家族、主治医、協力医療機関に連絡をして、適宜、対応しているということです。

身体拘束についてですが、グループホームには常時車いす等をお使いになる方はいらっしゃらないということで、このような事例はないということです。

次に、介護費以外の利用料につきましては、事前資料の2-bの14ページ

ージ、15ページに、運営規程が載っていますが、そちらに料金について家賃、光熱水費、食材料費、共益費が、それぞれこのようにかかると記載してあります。その他実費として、理美容代などがかかるということです。こちらの収支の状況については、年に2回家族懇談会等がある際に報告をして、決算は年に1回行っているということです。

次に運営推進会議の開催実績です。こちらは事前資料の最後の22ページになりますが、この名簿の方がメンバーの運営推進会議を行っております。21年度は5月31日に開催されたということです。この運営推進会議については、利用者家族の出席も多く、地域代表の方は町会婦人部の中に福祉部というものがあるので、大変理解があり、積極的にご意見もいただけたということでした。またこれとは別に、施設全体での運営協議会がありまして、この委員の中には民生委員の方もいらっしゃるということでした。

次に地域交流の考え方です。先ほども申しましたように、こちらは複合施設になっておりますので、デイサービスで行われております行事ですとか、地域で行われている子ども会の盆踊り等の行事に積極的に参加して、小学生や幼稚園児との交流を図っているということです。

また、ボランティア等の受け入れも積極的に行っているということと、あとはグループホームの方達が、近所の商店にお買い物に行くときには近所の方が声かけをしてくれたり、地域の皆さんとおつき合いもあるということでした。

それから、外部の評価についてですが、こちらもデイサービスと同じように、平成20年度も実施済みです。実施したときに口頭で、「トラブルが少ない」ということが良い点であると評価を受けたそうです。施設の管理者の話によりますと、スペースが広いので、トラブルになる前に回避できるのではないかなというようにおっしゃっていました。

それから、その他として、先ほどのデイサービスでありましたように、職員研修を行っているということで、これからも介護の現場で、すぐに役立ち身につけられるような研修を行っていききたいとのことでした。

以上、認知症のデイサービスとグループホームについての現地調査の結果報告です。

○飯島委員長 どうもありがとうございました。それではただいまの事務局のご説明に対して、ご意見またはご質問がございましたら、お伺いしたいと思います。なお、円滑な議事進行を図るために、発言は簡潔に、また発言の際には、お手数ですが挙手をいただきまして、その上でご発言いただきたいと思っております。挙手をいただきまして、お名前をおっしゃってから、ご発言くださるよう、お願いいたします。

それではいかがでしょうか。ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。古屋委員。

○古屋委員 古屋から1つ質問ですが、“苦情”ということはとても大変。利用者

とつても、利用者の権利を守るということでも、その方の家族が施設で生活する、その親御さんのことに関しても、大変大事なところだと思うのですが、資料を拝見させていただいたところ、施設には苦情の窓口があると書いてあるのですが、区にもちゃんとと言えるし、国保連にも言えると認識しているのですが、その点について施設側で、例えば運営規程に示すとか、掲示板で張ってあるとか、そういう工夫はなされていたのですか。

○高齢介護課
吉田

苦情については、事前資料2-aの50ページに「岩本町ほほえみプラザ相談・苦情対応・解決システム表」がありまして、こちらで苦情の対応について、施設としての考え方が示されております。苦情があった際には区にも報告等をいただいておりますので、利用者さんにも、こういうふうになっているということは伝えていると思います。

ただ、今、おっしゃったように、どういったチラシをお配りしているかなどということについては確認していません。また、資料46ページの、運営規程の第21条（苦情解決）というところで、「利用者およびその家族は、提供されたサービス等につき、苦情を申出ることができる」と書いてありますので、これについては施設のほうから利用者のほうに説明をすることとなっております。苦情があった場合には、区のほうにも連絡がくる、申し出があるということとして認識しております。

○古屋委員

住んでいる方の立場に立ってやってあるとか、確かに書いてあるのは事実なんですけど、住んでいる人の立場に立ってみれば、こんなところに書いてあるから、ではどこに電話すればいいのよというのがわからないわけです。なので、わかるようにしてあげるといった視点はとつても大事なのではないですかということ。

もちろん施設に苦情を言うということは、きちんと窓口があるのは大切なことなのですが、施設に言えないことだってあります。なので、ではそういうときには区にも言っていないんだよとか、区以外に言えるところで、またこういうところもあるんだよということ、わかりやすくお伝えするということが大事なのではないかなと思うのです、ということなのです。

○高齢介護課
吉田

ご意見はわかりました。区のほうでもそのようなチラシ等をつくって、「施設に言えないことは区のほうに直接」というようなことで、再度お知らせ等をしていきたいと思っております。

○飯島委員長

ちなみに区では、区の窓口は何と言うところになるのですか。

○高齢介護課
吉田

介護事業指定係で苦情の受け付けはしております。

○飯島委員長

それでは区の介護事業指定係でも直接苦情の受け付けをするということ、それを利用者に周知するというところで、よろしく願いいたします。

○高齢介護課
吉田

はい、わかりました。

○飯島委員長

それから、この第21条には「苦情申し立て窓口および苦情の記録については別に定める」と書いてあるのですが、これは何か定めたものを確認

されたのですか。

- 高齢介護課 吉田 それを定めているものが、50ページのシステム表というもので、こういうふうになっているということです。
- 飯島委員長 ただ、この50ページの表というのは、いまひとつよくわからないのですが。
- 高齢介護課 吉田 そうですね。内部のほうでの責任者が誰であるかというようなことが書かれているかと思うのです。
- 飯島委員長 なるほど。
- 高齢介護課 吉田 利用者が見てわかるようなものということで、今、ご意見をいただきましたので、再度、施設にもそういったものをつくるようにということと、あと区でも、施設に直接言えないことについては対応できるということをあらわしていきたいと思っております。
- 飯島委員長 わかりました。よろしく願いいたします。
- 他にいかがでしょうか。意見ございますでしょうか。
- よろしいですか。細かいことなのですけれども、現地調査結果Ⅱのほうに、夜間緊急対応のところに「看護師」とありますけれども、この「士」ではなくて教師の「師」に直していただきたいと思います。
- それから、地域交流の考え方ということで、ボランティア等の受け入れを積極的に行っているということですが、ボランティアには具体的にどんなことをやってもらっているのでしょうか。
- 高齢介護課 吉田 具体的に何をということは、直接聞いてはいません。現地調査のときには直接、「何をしていますか」ということは聞かなかったのですが、区の職員が高齢介護課に配属されたときに、施設研修ということで施設に行かせていただいているときにしている内容といいますと、車いすの方がいた場合には、車いすの方の介助ですとか、話し相手になり、個別で色々お話を聞くというようなことですとか、食事の時間の配膳などを利用者と一緒にやるというところをお手伝いしていますので、そういった内容を、ボランティアの方の年齢などに応じてやっていると思います。
- 飯島委員長 ありがとうございます。これからの高齢者施設はどことも、なかなか人手も少ないので、ボランティアを受け入れていくことは非常に大切なことだと思うのです。よくボランティアというのに、大きく分けて2通りあって、1つは演芸みたいなものをやりに来て、みんなで楽しむ。幼稚園児が来たりとかはそれに近いと思うのです。それともう1つは、もっと具体的な介護、体に触れるような介護もボランティアにお願いするというようなことも必要になってくると思うのです。
- ただ問題なのは、その場合やはりボランティアも今後は、安全を確保したり、やってもらうことの質を確保したりするという意味で研修などが必要になってくるのではないかと思うのです。そういうことについて何かございますか。
- 中田高齢 千代田区では介護保険のサポーター制度というのをやっております、

- 介護課長 65歳以上の方がボランティアでこういうところに来ていただくと、ポイントをつけまして、それがたまと換金できるという制度をやっております。そこでもやはりボランティアセンターに一度行って、自分ができることなどを説明して、コーディネートなどをして、施設の状況も説明をし、研修を受けてから実際の現場に出ていただくということをしておりますので、お一人お一人の状況に応じた対応でボランティアに誘導していることをやっております。
- 飯島委員長 ここに書いてあるボラセンというものですか。ボラセンというのはどこにあるのですか。
- 中田高齢
介護課長 社会福祉協議会が運営をしております、お若い方から高齢者の方まで、皆さんが登録をして色々やっているところです。
- 飯島委員長 なるほど。わかりました。
それでは他にはいかがでしょうか。
- 加賀副委員長 月に1回、ボランティアセンターから案内状が来るのですけれども、そこで皆さん募集をなさって、こういう人達が集まってやっているのでしょうか。
- 中田高齢
介護課長 そうです。ボランティアセンターを通していく方のほうが多いかと思
います。直接施設に行かれる方も、いらっしゃると思うのですけれども。
- 加賀副委員長 よく募集が入っていますよね。それをご覧になって皆さん、来ていただ
いているということですか。
- 中田高齢
介護課長 そうです。
- 加賀副委員長 あと、この間調査に行かれて、利用者さんとお会いになりましたでしょ
うか。
- 高齢介護課
吉田 はい。
- 加賀副委員長 皆さん、利用者のお顔はどうでしたか。満足げににこにこ笑っていらっ
しゃいましたか。
- 高齢介護課
吉田 はい。デイサービスのほうは写真で見ていただくと、7番にあるように、皆
さんが広いところで、職員の方と一緒に活動をされているのですが、皆
さんがそれぞれ思い思いのところで活動されておりました。またこういう
活動に入っていけない方については、職員の方が別のところで個別に対応
されておりました。
それからグループホームについては、先ほども言いましたように、お昼
前でしたので、皆さんがソファに座られていたのですが、何かのんびり
としたというか。本当にこのグループホームは、スペースが広くてゆっ
たりしたところでしたので、日も差しております、皆さんがのんびりし
ていらっしゃるところで、和やかな雰囲気が出ておりました。
- 加賀副委員長 私達の患者さんも、随分、ほほえみプラザを利用させていただいている
のですけれども、やはりここは皆さんが“微笑む”ではないのですけれども、

なかなかいい気がいたします。

○飯島委員長 ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。

○木村委員 私は今回初めてなので、これを話して、いや、そういうことは前に話の中であったわということになるかもしれませんが、ちょっとお話しします。平成11年度頃で、この介護保険が導入される前に、区では区民の方に教養講座で、ヘルパー3級、2級と無料の講座を行っていました。そのときに私は偶然、時間もありませんでしたので、勉強させていただいたのです。

今のボランティアのことに関わるのですが、そういうところにボランティアに行った場合、わからないボランティアに最低限のことを教育するのは、また施設の方も大変です。でも、区が無料の教養講座を行い、ボランティアをやっただけの方に関しては最低限の3級を教え、そのかわりにボランティアで、是非、連雀や色々なところに行ってくださいというようなことをしてはいかがと思います。そうすると、施設に行くと、どういうふうにしたらいいかという最低限度のこと、立ち居振る舞いなりがわかるのではないかと思います。無料にすれば、それだけの予算が必要なわけですね。そういうところの区の今からの考え、“養成する”というのですかね。ただ人手が足りない、足りない、ボランティアをどうというのではなくて、区がボランティアの養成をしていくということは、どうなのでしょう。

○飯島委員長 大変よいご提案をいただきましたが、事務局はいかがでしょう。

○中田高齢
介護課長 そういう考え方もあろうかと思えます。ただ、ボランティアの方の中には、自分が得意なことをやりたいという方も多くいらっしゃるって、お裁縫が得意な方は繕いものを作りたいという希望の方もいらっしゃいます。みんなにヘルパー2級の補助などとなるとなかなか難しいところもあるかとは思っています。

○木村委員 杓子定規に考えずに、ボランティア全般でなくて、今、現実にこういう施設の中でのボランティアの手が欲しいということがあるならば、そういう3級ぐらいの最低の知識を教えるような講座が年に1度ぐらいあれば、それに限ってだけでもいいですね。

○飯島委員長 ボランティアセンターのほうではどうなんですか。ボランティアに希望して来られる方の中にも、それぞれ特技だとか得意なことだとかやりたいことだとかを持って、集まってこられると思うのですが、そういう方達を把握して、また適切なところに紹介するという機能は十分果たされているのでしょうか。

○中田高齢
介護課長 そうですね。得意なことを伺って、ボランティアのできる曜日ですとか条件もあります。あとは施設側の意向なども聞いて、マッチングさせてボランティアができるように誘導しているのです。

聞いた中では、資格まで取りたいという方は、いらっしゃるかもしれませんが、そこまで踏み込んでという方は、あまりいないという気がします。そのあたりは確認をしてみないとわかりません。

もしそういう要望があるならば、ボランティアセンターですとか、社会福祉協議会とも調整をしまして、何らかのことを考える必要もあるかとは思いますが。

○飯島委員長 資格を取ることが目的というわけではないと思うのですが、3級ぐらいの研修を受けた上で、出かければそれだけ自信を持って、よい仕事ができると思いますので、もし、そういう可能性がありましたら、ご検討いただければと思います。

他に、それではご意見。大島委員、お願いします。

○大島委員 少し趣旨と外れるかもしれないのですが、この報告のあり方で、事前資料2-bの最後の事業所運営推進会議の名簿を拝見しましたが、これは公表されるものなのか。事業所の中だけのものなのかというのを伺いたく質問いたします。

というのは、グループホームなどを利用されている方は、家族が特に公表したくないという場合が多いと思うので、ここだけは利用者も関係者も名前が出てしまっているのも、もちろん私達は守秘義務があると思いますけれども、ここまで載せなくてもいいのかなという気がしました。

○高齢介護課 吉田 こちらにつきましては、申請書の添付資料として、運営推進会議についての名簿を提出するということがありますので、区としては、この名簿は必要です。

それで、今言われた利用者の方がいるので、その利用者の方のお名前を出すことがどうかということについてですけれども、資料については、これだけではなくて、事業者さんの住所ですとか、生年月日ですとか色々な個人情報をいっぱい含んでいるものですので、取り扱いについては注意していただくということと、これについては、委員の方も、先ほどもおっしゃられたように、守秘義務というか、皆様方の立場で、お守りいただくということで信用して載せているものです。

この推進会議のメンバーについては、事業所によって色々考え方がありまして、利用者の家族についても全員載っていない、代表だけで済ませているところもありますし、たまたま「いわもと」については、利用者さんの家族がほぼ全員名前を挙げているということがありまして、このまま載せさせていただきます。

○飯島委員長 よろしいでしょうか。

○大島委員 事業所の経営者などの場合は、やはり登記の関係とかで公表されることを前提にされていると思いますけれども、利用者については、私は利用者になった場合には少し抵抗があります。意見としてお願いいたします。

○飯島委員長 現在、規程では少なくとも申請書にはつけなくてはいけないわけですね。もしかしたら、この委員会に申請書をまるまる提出しなくてもいいのかもしれないです。

○高齢介護課 吉田 わかりました。これからそのようにしたいと思います。地域が近いので、その点については配慮したいと思います。

○飯島委員長　いづれにしても、先ほどお話がありましたように、我々が今いただいております資料には、色々な個人情報が含まれておりますので、委員の皆様方は、くれぐれもお取り扱いにご注意をいただきたいと思います。

それでは、他にご意見がなければ、この2件、岩本町高齢者在宅サービスセンター及びグループホームいわもとの指定更新について、この委員会の結論として、承認するというところでよろしいでしょうか。

(一同承認)

○飯島委員長　どうもありがとうございました。では、これについては、承認させていただきます。

次に、議事2「地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○中田高齢
介護課長　それでは「地域密着型サービスに係る区独自の高い報酬の算定」につきまして、説明をいたします。現在、麴町地区の番町出張所の跡地に、新生寿会というところが民設民営で、高齢者の施設を建設しているところです。そのなかには、グループホームですとか認知症のデイサービス、それから小規模の特養などが入るという予定になっております。今日はその中で、小規模多機能型居宅介護につきまして、ご説明をしたいと思います。

「小規模多機能型居宅介護」と、少し難しい名称ですけれども、これは何かということですが、本日お配りしました資料2をもう一度ご覧いただきたいと思います。「地域密着型サービスの種類」というものですが、この中の3番目が、「小規模多機能型居宅介護」というサービスになります。

このサービスというのが、要介護1～5、要支援1～2の方が利用できるサービスということで、利用する方というのは、あらかじめ事業所に登録を行います。そして、心身の状況やご家族のご希望、もちろんご本人の状況などに応じて、「通い」、それから「訪問」、「泊まり」といった三つのサービスを組み合わせて受けるということになります。このサービスは利用者の方と職員が密接にかかわる、“なじみになる”という関係になりますので、認知症の症状のある方には安定したそういうサービスを受けることができるというものになります。

こちらについては、本日お配りしました資料の最後に、「小規模多機能型居宅介護のご案内」というパンフレットをお付けしてございますので、後ほど、どういうサービスなのかというのを詳しくご確認いただければと思います。

こちらの小規模多機能型居宅介護というサービスを、麴町の高齢者施設で行うことになっていますが、その中で事業者から、「区の独自の高い報酬の算定」をして欲しいという意向がありました。介護保険の中では決められていない、それ以外で区独自の報酬を決める場合については、まず事業者と区が調整をしまして、どういう考えでやりたいのかということ聞き取り調査をし、考え方をまとめます。その後、本委員会を開催し、ご審議いただいて、一定の結論を出していただいた後に、厚生労働省にその提

出を行うということになります。

恐れ入りますが、本日お配りしました資料4というのが、厚生労働省に提出をする場合の、細かな手続などを載せた資料になります。こちらの資料の3ページをおめくりいただきたいのですが、厚生労働省に提出する期限というのが、6回定められておりまして、平成22年4月に施行したいという場合は、平成22年1月末までには厚生労働省に申請書を提出してくださいということになっています。

麴町の高齢者施設は、22年8月を目途に開設をするということになっておりますので、区としては平成22年1月末までには、厚生労働省に申請書を提出しなければならないということになります。そうしますと、本委員会でご審議いただく日程というのが、今年末の12月から1月くらいに委員会を開催し、内容をご審議いただきたいと思っております。区としましては、それまでに事業者との調整を行いまして、考え方をまとめていきたいと思っております。

次の委員会の開催につきましては、委員長と日程調整などを行いまして、開催日を決定したいと思っております。また、こちらの案を作成する上で、報酬の算定に当たってのご意見などございましたならば、電話やメール等、また本日は後ろに意見集約表をつけておりますので、そちらを区までご連絡いただきたいと考えております。

実質的な審議は、色々なことをまとめた上で、12月から1月ということになりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。説明は以上です。

○飯島委員長 どうもありがとうございました。まだ現時点では、幾らにしたいとか、そういう話は全然ないわけですね。ただ、今度、小規模多機能が千代田区で開設されるに当たって、決められた金額だけでは経営が難しいので、もう少し上げさせて欲しいということでもよろしいのでしょうか。

それでは、ただいまのご説明に対して、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

昨今、介護にかかわる職員の報酬があまりにも低すぎるということが、全国的に非常に大きな問題になっております。一方で報酬を上げますと、利用者負担が必ず1割になりますので、利用者の負担もふえるということになりますので、十分ここでご審議いただきたいところですが、いかがでしょうか。

○松村委員 職員様の報酬もさることながら、駐車料等、非常に高額にかかりますので、他地域とは全く違うというのは至極当然の話で、早期に察してあげなければ、どうにもならないという現状があるのではないのでしょうか。

○飯島委員長 他にご意見ございませんでしょうか。

それでは具体的なことにつきましては、次の委員会で改めてご審議させていただくということにいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。議事3の「区域外の地域密着型

サービス事業者指定について」。それでは事務局から、またご説明をお願いいたします。

○中田高齢
介護課長

こちらは、8月下旬に事業者から相談があったケースです。こちらの利用者の方というのが、目黒区に住民登録がありまして、市川市にある認知症のグループホームを利用されておりました。その方が、7月21日に千代田区に住民票を移されました。その方は市川市のグループホームにそのままずっと入っていらっしやって、住民票だけが千代田区に移ってきたということです。

となりますと、千代田区では新たに介護保険の事業者を指定しなければならないということになりました。この件については、事業者それから利用者の双方から相談がありまして、千代田区の住民の方が入る施設として適切なものかどうかというものを、考えなければならないということになったものです。

この場合の事業者の指定につきましては、「区域外における地域密着型サービス事業所の事業者指定等に関する指針」がありまして、この指針では、所在地の区市町村、今回の場合で言いますと、市川市の市長がこのグループホームを指定していること。次に、市長の同意があるということ。それから市川市の住民の方がもう利用していること。そういう場合は、本委員会にはかけずに、事務的に行政側のほうで処理するというような内容になっておりますが、本日タイムリーに、ちょうどこの委員会が開かれるということがありましたので、報告をさせていただくという内容になっております。

資料につきましては、本日お配りしました資料5に基づきまして、現地調査を行いました職員から報告をいたします。

○飯塚介護
事業指定
係長

高齢介護課の飯塚と申します。よろしくお願いいたします。

それでは私から、本日の資料5と資料6に基づいて、説明させていただきます。まず、先ほど課長からグループホームというのは2ユニットまでが1事業所の単位だということで、説明があったかと思いますが、実はこの事業所は、資料5の3ページの付表4で、3ユニットで26人の定員になっております。

これは平成18年4月以降に開設された事業所というのは、2ユニットまでしかできないのですが、平成18年3月以前に開設された事業所で3ユニットまで認められていて、こちらは平成18年3月以前からあった事業所でしたので、そうご理解いただければと思います。

次に、資料5の訂正があります。資料5の1ページ目ですが、こちらの下の方に「指定を受けようとする事業所の種類」というのがあろうかと思えます。こちらで「認知症対応型共同生活介護」という列に、指定申請をする事業の事業開始予定年月日が「平成21年10月1日」となっているかと思えます。こちらについては、間違いでございますので、もう一度出し直していただくことになっております。

こちらは千代田区に住民登録をしたのが7月21日ですから、7月20日までは目黒区の住民で、目黒区の被保険者ということでグループホームを利用していたのですが、7月21日からは千代田区の被保険者として、この市川市のグループホームを利用するという形になりますので、7月21日に遡及して指定しないと、介護給付が受けられないということです。自費ですと10倍かかってしまうので、それではあまりにも気の毒なので、遡及させていただくことで、市川市にも同意をとっております。

それから、資料6をご覧くださいと思います。私、飯塚が調査してまいりました。9月2日水曜日になります。調査に行つてまいりました。場所は東西線の南行徳から歩いて10分ぐらいのところにございます。閑静な住宅街になっておりまして、外見はマンションのような造りになっております。

こちらの資料6の3枚目に、大きなパンフレットの写しがあるかと思ひます。こちらが正面の部分です。1階部分は、通所の施設となっております。認知症対応型の通所介護です。こちらには千代田区の利用者はいらっしゃいません。

それから、その他の写真につきまして、説明させていただきます。資料6の2枚目をご覧ください。右上の1番です。こちらは非常口の写真となっております。2番目は、個室です。空き部屋が2部屋ありまして、こちらの個室はかなり広いかなと思ひます。ベッドを入れて、仏壇とかを入れている方もいらっしゃいました。3番目、こちらはトイレとなっております。個室にトイレがありませんので、1つのユニットに1つのトイレがあるという形となっております。

ちなみにこの施設は4階までありまして、1階は今言ひました通所の、デイサービスの施設となっておりますが、2、3、4階が各ユニットとなっております。

次に4番目の写真ですが、こちらは手前が脱衣室になっていまして、左側に洗濯機等を置いてあります。シャワーキャリーみたいなものが見えるかと思ひますが、こちらが浴室です。それから5番目の写真ですが、こちらはリビングルームとなっております。この車いすに乗られている男性の方の手前が食堂となっております。次に6番目の写真ですが、こちらは防火防煙扉です。ある一定の煙等が出ると、自然にこれが閉まる形となっております。次に7番目ですが、救助袋という写真があるかと思ひます。こちらは脱出シュートです。袋のようになっています。次に8番目ですが、これは天井の写真で、手前にある黒っぽく出ているのがスプリンクラーです。奥にあるのが煙の探知機となっております。これは共用の部分、廊下の部分にあるのですが、これと同じものが各部屋にもあります。9番目、こちらは事務所ですが、この裏に自動警報装置とかが備えてありまして、こちらは消防署に直結となっております。

写真の説明は以上です。また資料6の1枚目に戻つていただきまして、

先ほど写真で説明したとおり、設備はスプリンクラーなどの消防用の設備が整っております。大変近代的なグループホームではないかと思えます。それから2番目の備品類の状況については、こちらの資料5の6枚目になりますが、参考様式5のとおりを確認してまいりました。よろしいでしょうか。

次に人員ですが、勤務表の確認については、調査に行った当日には確認しませんでした。既に、市川市の職員が昨年10月18日に立ち入り検査をしております。勤務表と実績は確認しております。また資格証についても確認済みになっております。

次に、管理者研修です。こちらは平成19年10月に受講済みで受講済みの確認証をいただいております。介護支援専門員の登録証につきましては、3ユニットありますが、そのうちの1名の資格を確認してまいりました。

次に、運営ですが、防火体制及び防火マニュアル等につきましては、マニュアルを確認いたしました。また防火の訓練につきましては、夜勤が3人いますが、その職員を含む全員で夜間の想定訓練を年2回行っております。

身体拘束については、車いすの方はいらっしゃいますが、こちらは身体拘束に関する事例というのをございます。

次に介護費以外の利用料につきましては、ここに掲げてあるとおりでございます。

次に運営推進会議の開催実績につきまして、直近の開催は3月8日。基準でいきますと、2ヶ月に1回開かなければならないのですが、なかなか開催がままならないということです。それについては、市川市からも立ち入り検査の際、指導を受けているということです。

平成21年度の開催は、10月3日に開催予定ということです。この運営推進会議につきましては、地域の方が大変熱心でいらしまして。資料5の最後になりますが、こちら申しわけありません、全てお名前が出てしまって。利用者の家族よりも、地域の代表の方が多いというような状態になっております。

その運営推進会議にて、グループホームの現況報告や活動予定の報告等をしているということでございます。

次に地域交流の考え方ですが、ここに書かれているとおり、運営推進会議も町会の方が大変熱心ということもありまして、町会の行事に参加したり、小学校児童との交流もあり、かなり頻りに地域交流を行っているということです。

現在、ボランティアの受け入れというのは、先ほども申し上げましたような車いすを押したり、話し相手になったりというようなボランティアの受け入れは、今は行っていないということです。運営推進会議のほうで、家族の方から受け入れてはどうかというご意見もあるということで、検討

中だそうです。

外部評価につきましては、平成20年度は3月に実施済みです。評価の内容、こちらについて口頭ですけれども、よい評価と悪い評価を聞いてまいりましたところ、よい評価は、町会の行事に参加するなど、地域に大変密着しているということです。改善を要する点につきましては、利用者をなるべく外に出すこと。利用者に対して保護的に考えてしまう部分が多いということで、寒いときとか、暑いときというのは、つつい出さないで、中で活動ということが多いらしいのですが、「なるべく外に出しなさい」ということの指摘があったそうです。

以上、簡単ではありますが、ご報告させていただきました。

○飯島委員長 どうもありがとうございました。要するに、この利用者様は、千代田区には住んだことのない方なのですね。

○飯塚介護
事業指定
係長 そうです。

○家邊委員 籍（住民登録）が戻ったということですか。

○飯塚介護
事業指定
係長 そもそも、市川市のグループホームに入っていらっしゃる方が、目黒区に住民登録を置いていらして、ご家族、息子様が千代田区にいらして、そこに住民登録を持っていった。そういう書類だけの移動という形になります。

○飯島委員長 その経緯が難しかったと思いますが、とにかくそれは決められたとおりに処理せざるを得ませんので、こういうふう調べてくださったということですが、厳密に言えば、ここでは審議はしなくてもいいはずなんですね。

○飯塚介護
事業指定
係長 そうです。

○飯島委員長 では質問ということでお受けしたいと思います。

○家邊委員 でも最近、ほほえみプラザに入りたいために籍（住民登録）を移す方がいらっしゃると聞いています。他の区よりは入りやすいので、順番待ちするために、籍（住民登録）を移して、順番待ちしている方がいて、それで入った方がいらっしゃると聞いています。

うちも義理の母が、認知症でほほえみプラザに行っていたのですが、最初のころはお風呂もなかなか入れない状態でした。その後、連雀とか施設が、いろいろ増えたのでお風呂も入れたのです。だんだん認知症になってくると、入りたいのですが、入ると出るのを忘れてしまうのです。それで大変だったので、うちの場合も結構、3～4年待ちましたね。お風呂に入れてもらうだけで。

だからそういう人が他の区から来てしまうと、もともといる地元の人はもっと入れなくなるのではないと言われるのです。町会の方が福祉もやっているのですが、三崎町はそういう老人を抱えている人が多くて。文京

区のケアマネジャーに言われたのですが、文京区はひとり暮らしの方が多く、千代田区の三崎町の方は高齢者と一緒に住んでいる方、家で見ている方が結構多いとのことでした。

○飯島委員長　　そういう意味で、介護保険制度というのは、市区町村ごとにやるということになっていて、そのあたりも難しいところもあるようなのです。中には群馬県とか、目黒区の区民が随分遠くのほうにお世話になっている例もここに出てまいりましたけれども、何か事務局のほうで見解がございませうか。

○中田高齢
介護課長　　住所要件というのはいろいろありまして、住民票をそっくり持ってこられて、千代田区に住んでいますと言われ、施設の申請書などをいただくと、受けざるを得ないこととなります。

ただ、入所の判定委員会など、特に特養ですとか、グループホームも行っているのですが、その際には、どのくらい長く千代田区にお住まいであったのかということも条件設定の1つになっておりまして、長くお住まいの方をできる限り優先して、ポイントを高くして、入りやすくするという対応などもしております。

○飯島委員長　　ということでよろしいでしょうか。他にご意見はございませんでしょうか。

本来はここで、この委員会の正式な結論というのは出さなくてもいいようですけれども、一応せっかく、ちょうど日が合ったということでご提出いただきましたので、委員会として、このボンセジュールフェリエ南行徳を承認するというにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(一同承認)

○飯島委員長　　どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議事4。「地域密着型サービスの指定事業者に対する実地指導検査の実施結果について」ということで、また事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○中田高齢
介護課長　　サービスの提供事業者に対する実施指導の検査につきまして、資料7でご説明をいたします。平成20年度に区内の地域密着型サービスを提供している事業者に対しまして、実地指導検査というものを行いましたので、その概要を簡単にまとめたものでございます。

3事業者ありまして、検査日となっておりますこの日付で、検査に入っております。指摘の内容につきましては、資料のとおりでして、幾つかの不備がございました。こちらの内容につきましては、各事業者に指摘をいたしまして、改善報告を提出していただきまして、改善策というものをとっていただいているところでございます。

詳細につきましては、後ほど資料をご確認いただければと思います。説明は以上でございます。

○飯島委員長　　ありがとうございました。それではただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

具体的には、この資料7の指摘事項を指摘されて、それに対して、改善報告を既に受けているということだと思います。いかがでしょうか。

特にないようでしたら、この実地指導検査については、「どうもご苦労さまでした。」ということにさせていただきたいと思います。

それでは、以上で予定されていた議事は終了になりますが、全体を通じまして、何かご意見とか、ご質問とかございますでしょうか。

本日の配付資料の後ろに意見集約表がついております。この会議について何かご意見、ご質問がございましたら、FAXでもメールでも結構ですので、高齢介護課までこの意見集約表を使ってお寄せいただきたいと思います。

最後に、次の開催についてですが、先ほど議事2として事務局からご説明いただきました「地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について」という案件について、改めてこの委員会で審議することになります。それについては、恐らく12月から来年1月中旬ごろの開催になるかと思います。さらに、それまでの間に新たに事業者の指定の案件がありましたら、案件があったときにこの会議は開催するという事になっておりますので、もしかしたらそれより早く開催することになるかもしれませんが、特になければ次回、「高い報酬の算定について」という審議をするために今年末から来年の初めごろに開催することになると思いますので、その節はまたよろしく申し上げます。

それについて、開催時期について何かご意見ございますでしょうか。

他に何か追加のご意見、ご質問等がなければ今日の会議はこれで終了いたしたいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。

〈閉会〉